平成16年4月1日 告 示 第 8 号

(目的)

第1条 この告示は、市内の農林漁業者及びその組織する団体(以下「農林漁業者等」という。)に対し低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業者等の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資することを目的とする。

(団体の範囲)

- 第2条 前条に規定する「団体」とは、次に掲げる要件を有するものを いう。
 - (1) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有 するもの
 - (2) 農林漁業の経営を共同又は集団で行うことを目的として組織され、実体的活動を現に行い、又は行おうとするもの (定義)
- 第3条 この告示において、「近代化資金」とは、農業近代化資金助成法 (昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第3項に規定す る資金をいい、「共同化資金」とは、愛媛県農林漁業共同化資金の融通 に関する条例(昭和36年愛媛県条例第25号。以下「県条例」という。) 第3条第1項に規定する資金をいう。

(利子補給)

- 第4条 市は、農林漁業者等が農業協同組合及び三瓶湾漁業協同組合(以下「融資機関」という。)から別表に定める農林漁業振興事業に必要な資金(以下「農林漁業振興資金」という。)を借り受けたときは、当該融資機関に対し利子補給金を交付する。
- 2 前項の利子補給は、市長と融資機関との間に締結する農林漁業振興 資金利子補給契約書(様式第1号)によって行うものとする。
- 3 第1項の規定により利子補給の対象貸付金の額は、毎年度農林業振興事業に係るものは8億円、漁業振興事業に係るものは4億5千万円を限度とする。
- 4 第1項の規定により行う利子補給の金額は、年1.0パーセント以内とする。

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における資金の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和をその期間中の日数で除して得

た金額とする。) に利子補給率を乗じて得た金額とする。

(融資条件)

- 第6条 農林漁業者等が、その経営の近代化と合理化を図るために必要な農林漁業振興資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる条件に従わなければならない。
 - (1) 融資を受けようとする農林漁業者等は、関係法令の定めるところによらなければならない。
 - (2) 融資を受ける農林漁業者等は、融資機関の貸付条件によらなければならない。
 - (3) 融資を受けた農林漁業者等は、経営簿記の記帳をしなければならない。

(利子補給の制限)

第7条 国又は県の行う制度融資については、それぞれ関係法令、条例、 規則、要綱等の定めるところによるものとし、当該制度融資の対象と なる事業については、市の利子補給は、行わないものとする。

(交付の申請)

第8条 融資期間の長は、利子補給金の交付を受けようとするときは、 農林漁業振興資金利子補給金交付申請書(様式第2号)に事業成績書 (様式第3号)及び市長が必要と認める書類を添えて第5条に規定す る期間満了後1箇月以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

- 第9条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請のあった日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。
- 2 市長は、前項の利子補給金の交付をするに当たっては、必要な条件 を付すことができる。

(申請事項の変更届)

- 第10条 利子補給金の交付を受けた融資機関の長は、利子補給の開始の 年度から終了の年度までの間において、第8条に規定する申請事項に 変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。 (交付決定の取消し等)
- 第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利子補給金の交付の決定を取り消し、 又は変更することができる。この場合において、既に利子補給金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。
 - (1) この条例に違反したとき。
 - (2) この条例に基づいて提出した書類に偽りの記載があったとき。

- (3) 利子補給に係る資金を融資目的以外に使用したとき。
- (4) 利子補給金の交付の条件に違反したとき。
- (5) 不正に利子補給金の交付を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、不正な行為があると認められたと き。

(報告の徴収等)

第12条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った利子補給に係る農林 漁業振興資金の融資に関し報告を求めた場合若しくは指示を行った場 合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させるこ とを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(帳票類の整理保管)

第13条 融資機関は、資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類をその他の書類と区分して、利子補給事業終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の明浜町農業近代化資金の融資金に対する利子補給に関する条例(昭和39年明浜町条例第32号)、宇和町農林業振興事業資金利子補給規程(昭和46年宇和町規程第2号)、城川町農業近代化資金利子補給交付要綱(昭和37年城川町農林第28号)、三瓶町農林漁業振興資金の融通に関する条例(平成3年三瓶町条例第9号)、三瓶町農林漁業振興資金の融通に関する条例施行規則(平成3年三瓶町規則第9号)、三瓶町農林業振興資金利子補給金交付要綱(昭和36年三瓶町訓令第1号)又は三瓶町農林漁業後継者資金利子補給規程(昭和60年三瓶町規程第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第4条関係)

411	元	補給	σ	計 4	鱼 次	金	利 子 補 給 率
小山	1_	个份 不口	V)	X)]	豕 貝	並.	第2条第4項の利子補給
農	業	近	代	化	資	金	年1%以内
漁	業	近	代	化	資	金	年1%以内
愛	愛媛県農林漁業共同化資金						年1%以内

様式第1号(第4条関係)

農林漁業振興資金利子補給契約書

西予市長(以下「甲」という。)と西予市農業協同組合長(以下「乙」という。)とは西予市農林漁業振興資金利子補給金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づいて農林業者に必要な資金を融通するについて次のとおり契約する。

- 第1条 甲は、乙が行う融資について、要綱第2条の規定により乙に対 し利子補給を行うものとする。
- 第2条 乙は、1月1日から12月31日までの期間ごとに要綱別表の左欄に掲げる各資金について、その期末における融資残高(期間中途の融資額及び償還期限の到来した融資額を除く。)に対してはその期間、当該期間内に行った融資についてはその融資の日から期末までの期間及び当該期間に償還期限の到来した融資については、その期首からその償還期限到来までの期間について、それぞれ同表の右欄に掲げる当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額を甲に請求するものとする。
- 2 前項の請求の際には利子補給に関する計算書を作成し、甲に提出するものとする。
- 第3条 前条の規定により乙から利子補給の請求があった場合には、甲は当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。
- 第4条 甲は、乙が融資したものについて、みだりに外部に漏らさない ことにつき責任を負うものとする。
- 第5条 甲が、乙の融資に関し必要な報告を求めた場合は、乙はこれに 応ずるものとする。
- 第6条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この融資について利子 補給の金額の全部又は一部を交付せず、またすでに交付した利子補給 の金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 第7条 要綱が改正されたときは、これに応じて両者協議の上この契約 を変更するものとする。
- 第8条 この契約を定めるもののほか必要な事項については、甲、乙協

議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を所持するものとする。

年 月 日

西予市

甲 西予市長 氏 名

西予市

農業協同組合

乙 組合長理事 氏 名

様式第2号(第8条関係)

農林漁業振興資金利子補給金交付申請書

年 月 日

西予市長 様

住所 西予市

西予市農業協同組合

組合長理事

1

西予市農林漁業振興資金利子補給金交付条例第7条に基づき、利子補給金 円の交付を受けたく事業成績書を添えて申請します。

〔注〕添付書類 事業成績書

様式第3号(第8条関係)

事 業 成 績 書

1 融資額

区分資金の種類	期 首 融 資 高	期 中貸付額	期 中償還額	期 末 融 資 高	備考
	円	円	円	円	
計					

2 利子補給額

ア 〇〇〇〇資金

期首融資残高	期末融資残高	年間積数	年○分で計 算 し た 額	備	考
円	円		円		

- 〔注〕1 年間積数は3年間積数内訳表アの積数合計を記入すること。
 - 2 年○分で計算した額は、年間積数×○分÷365 (366) で計算し、1円 以下切り捨てた額を記入すること。

イ 〇〇〇〇資金

期首融資残高	期末融資残高	年間積数	年〇分で計 算 し た 額	備	考
円	円		円		

ウ 〇〇〇〇資金

期首融資残高	期末融資残高	年間積数	年○分で計 算 し た 額	備	考
円	円		円		

3 年間積数内訳表

ア 〇〇〇〇資金

	貸付対	期首融		期中融	資状況	期	中	償	還 状	況	期末融		长 4	在 4	左 問
貸付先	象施設名	実残額 延滞額 を除く	延滞額	融 資年月日	融資額	償 還年月日	約償還		繰 上 償還額	計	実残額 延滞額 を除く	延滞額	貸間間		年間積数
		円	円		円			円	円	円	(A) 円	円		(B)	$(A) \times (B)$
計															

(注) 延滞額が入金した場合は期中償還状況中の約定償還額に記入すること。

イ ○○○○資金 年間積数内訳表はアと同じ。

ウ 〇〇〇〇資金 同 上